

＼保育士等住居借り上げ支援事業／

★事業の概要

市外からの転入者や市内の通勤困難者は、勤務先が借り上げた姫路市内の住宅に最長5年間住むことができます。（本人負担が発生することもあります。）

★対象となる人

以下の①～⑧にすべて当てはまる人

- ① 姫路市内の私立保育所・認定こども園で保育士または保育教諭として勤務している人
- ② 雇用契約において、労働時間が「月120時間以上」と定められている人
- ③ 姫路市外から転入した人★1、または、市内の前住居から通勤時間が1時間以上かかる等通勤困難と市に認められた人
★1：保育士養成施設に入所するため転入した人が、卒業後1年以内に就職した場合も対象となります。
- ④ 採用から5年未満の人
- ⑤ 現採用前1年以内に市内の他の保育施設で保育士として勤務していない人
- ⑥ 姫路市内の対象の住居に転入し、住民票をおいている人
- ⑦ 住居手当の支給を受けていない人
- ⑧ 事業者（勤務先）の利害関係者でない人
- ⑨ 過去に姫路市又は姫路市以外の地方公共団体が実施する本事業に類する事業の対象者となったことがない人。（令和6年度以前の本市以外の対象者は除く。）

★対象となる費用

- ・賃借料、共益費、管理費
- ・礼金
- ・更新料

※対象となる費用は事業者（勤務先）が負担することとなっていますが、賃借料の一部やその他の費用について負担が発生することがあります。

★申請に必要なもの

- ・保育士養成施設の入所（在学）期間を証する書類（養成施設へ入所するために転入した人は必要）
- ・（同居人がいる場合）同居人の直近1か月の給与明細の写し
- ・保育士証・幼稚園教諭免許状の写し（両方持っている方は両方）
- ・その他申請書類（※事業者（勤務先）の指示に従ってください。



申請は事業者（勤務先）を通じておこなっていただきますので、事業の利用を希望される方は事業者（勤務先）へご相談ください。